

# まなびいプラザ及び学習センター(各公民館)使用料一覧

区分		使用料(円)
生涯学習推進センター (まなびいプラザ)	会議室1	1時間につき400
	会議室2	1時間につき200
	研修室1	1時間につき400
	研修室2	1時間につき600
	研修室(和室)	1時間につき200
東部学習センター	レインボーホール	1時間につき1,200
	学習室1・2	1時間につき200
	和室1・2	1時間につき200
	調理実習室	1時間につき500
	創作室	1時間につき400
	視聴覚室	1時間につき400
	音楽スタジオ	1時間につき600
	リフレッシュルーム	1月につき1人2,000 1日につき1人400
中央公民館	集会室	1時間につき600
	学習室1	1時間につき400
	学習室2～6	1時間につき200
	和室	1時間につき200
	保育室	1時間につき200
	つり下げパネル	1日につき1枚300
北部公民館	大集会室	1時間につき600
	和室1・2	1時間につき200
	茶室	1時間につき200
	集会室(視聴覚室)	1時間につき200
	学習室1	1時間につき200
	学習室2(調理室)	1時間につき600
	休養室(和室)	1時間につき200
南部公民館	大集会室	1時間につき600
	1階集会室	1時間につき200
	和室	1時間につき200
	学習室1	1時間につき200
	学習室2(調理室)	1時間につき600
	2階集会室	1時間につき400
	休養室(和室)	1時間につき200
保育室	1時間につき200	
東初富公民館	ふれあいホール	1時間につき600
	ふれあい創作室	1時間につき400
	1階集会室	1時間につき400
	学習室1	1時間につき200
	学習室2(調理室)	1時間につき600
	2階集会室	1時間につき200
	休養室(和室)	1時間につき400
	保育室	1時間につき200

## 備考

- 1 使用時間は、1時間を単位として計算する。
- 2 超過時間の使用料は、超過使用時間1時間につき、区分ごとの使用料の額とする。
- 3 レインボーホールの半分の使用料は、1時間の額に使用する時間を乗じて得た額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 レインボーホールを電動可動椅子とともに使用する者は、次の各号に掲げる場合に該当すると教育委員会が認めるときは、使用料(以下「基本使用料」という。)のほか、当該各号に定める割合を基本使用料の額に乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。
  - (1) 市内に住所を有する者以外の者が使用する場合 100分の50
  - (2) 使用者が入場料等を徴収する場合
    - ア 入場料等の額が500円未満のとき 100分の20
    - イ 入場料等の額が500円以上1,000円未満のとき 100分の50
    - ウ 入場料等の額が1,000円以上のとき 100分の100
- 5 保育室の使用料は、本来の保育のために使用する場合は、無料とする。